

## 農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年9月3日(水)10時00分から10時50分

2.開催場所 役場1階 第2会議室

3.出席委員(14人)

会長	1番	野澤 典生
会長職務代理	2番	飯澤 清成
農業委員	3番	青木 博子
	4番	島田 美知恵
	5番	赤羽 道子
	6番	高井 学
	7番	横川 又司
推進委員		中村 良治
		伊藤 信一
		唐澤 秀明
		吉江 森男
		小松 英幸
		有賀 則幸
		有賀 米吉

4.欠席委員 なし

5.議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第3号 農地利用配分計画(案)について

議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出

6.その他

7.農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 丸山 貴之

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 野澤 隆生

役場産業振興課農政係 松田 馨司

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8.会議の概要

<丸山事務局長>

これから総会の方を始めさせていただきたいと思います。開会を飯澤代理お願いいたします。

(開会)

<飯澤職務代理>

皆様お疲れ様でございます。朝晩がだいぶ涼しくなっていますが、日中は非常に暑い。そんな気温差があつて体の不調を訴える方もいらっしゃるかと思います。これからまた時期的に秋の農作業等々増える時期でございますし、また農地パトロールも予定されてるので、体調には気をつけていただきながら進めていただければと思います。では、農業委員会の総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<丸山事務局長>

それでは野澤会長ご挨拶をお願いいたします。

<野澤会長>

改めましておはようございます。今飯澤さんからもありましたが、秋、収穫ということで、営農組合の方もコンバイン作業を始めるというような忙しい時期でございます。

9月に入ってもなんかものすごい暑さで、私は数日前アスパラのハウスの草刈りをしている途中でクラッと来まして、慌ててうちへ飛び込んでガリガリ君をかじってペットボトルを2種類ほど飲み干して何とか落ち着きましたけれど、何なんだと思っている日々でございます。

今ご案内あったように今月は農地パトロールということで、ほとんどの皆さんは初めてで何をやるんだろうということで非常に不安なこともあるかと思います。そうは言ってもですね、農地パトロールは町内の遊休農地、どういうところに遊休農地が発生しているのか、また荒廃農地、要するに農地なんだけど耕作されていない農地、また農地に何か作られてはいるんだけど管理が良く出来ていないような農地、そういうものを全員が役場の職員の方と確認をしていただいて、記録をとっていただいて、1日もしくは2日という日にちかかりますけども、よくご確認をいただければと思います。

事前に自分の担当地域ちょっとお時間あるときにすーっと回ってもらって、タブレットを持ってもいいですし回ってもらって、あぁここ今まで知らなかったんだけどもこんなところあって全然管理されてないよな、というようなところがあればですね、ちょっとメモとかしておいてもらおうと農地パトロールの当日非常に楽になるかと思しますので、もし時間が許される方はそのようなこともいいかと思しますのでぜひお願いしたいと思います。

また農地パトロールが終わるとまたその後、これから事務局から説明ありますけど、いろいろな上伊那全体での会議とか県での会議とかいろいろ続きますので、何卒大変ではございますけど、皆さんにはお時間をすり合わせていただきですね、そういう会への参加をお願いしたいと思います。

今日はいくつか審議事項がありますので何卒よろしくお願ひします。

### (議事録署名委員の指名)

<丸山事務局長>

それでは3番の議事録署名委員の指名をお願いいたします。

<野澤会長>

今日は3番の青木さん、それから4番の島田さんをお願いいたします。よろしくお願ひします。

### (議事)

<丸山事務局長>

それでは4番の議事に入ります。会議規則第6条により、議長は会長ということで野澤会長進行の方ををよろしくお願ひいたします。

<野澤会長>

それでは議事に入りたいと思います。まず議案第1号について野澤補佐から各番号ごとに説明いたします。

### 【議案第1号、3条の規定による許可申請について】

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

長野市…番にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野…番、地目は田、面積996㎡を、

大字小野…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、相続にて申請地を取得されましたが、遠方にお住まいのため管

理ができずにいたところ、このたび近隣で仲間と共に耕作をされていた B さんが取得されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤代理、中村推進委員から意見書をいただいております。

<中村推進委員>

8月15日に午後1時から飯澤代理、私とAさん夫妻、それからBさんで現地確認を行いました。

Aさんは長野市にお住まいという事ですが、申請地の土地については、昨年まで近所の方が借りて耕作をしていたわけでありまして、高齢となり農地を返却されたということでありまして、Aさんも借受人を探していたところでありまして、Bさんが見つかったということでもあります。

Bさんは△△というところで放し飼いの養鶏をされてる方でありまして、今後も農業に従事されるということでもありますので、問題はないかと思えます。

地籍調査、境界もはっきりしております。以上です。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。

すみません、ちょっと教えてください。地図の方の(耕)と書いてあるのは、Bさんの耕作地？

<事務局中澤>

Bさんも含めてそのお仲間で行われているところです。Bさん個人で今回取得されるんですけど、実際耕作はBさんも含め、小野に〇〇さんってあるんですけど、その方たちと一緒にお米作ったりされてるところなので、その一つとしてBさんが今回取得されます。

<野澤会長>

続き地ということですね。ありがとうございます。

何かほかに意見ご質問ありますか。なければこの件について採決をとりたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

兵庫県神戸市西区井吹台東町5丁目…番にお住まいの C さんが所有いたします、  
大字赤羽…番、地目は田、面積187㎡および、  
大字赤羽…番、地目は田、面積7.71㎡を、  
大字樋口…番地にお住まいの D さんが取得するものです。

譲渡人の C さんは、相続にて申請地を取得されましたが、遠方にお住まいのため管理ができずいました。

譲受人の D さんの義理のお父さんが、申請地南側の農地を耕作されていることから、今回申請地を取得し、一緒に農業をされるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、高井委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

8月9日に高井委員と現地調査を行いました。譲受人の D さんは当該農地奥に相続を予定している祖父の水田があり、進入路確保を兼ねて当該農地を取得するものであり、周辺農地に影響はないと思われま。

なお境界について直接関係ありませんけれども、国調の杭等が不明であるので、確認しておいた方がいいんじゃないかというお話はしておきました。以上です。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして、何か質問ご意見ありますか。ないようですので採決に入りたいと思います。この件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

愛知県小牧市…番地にお住まいの E さんが所有いたします、  
大字伊那富…番、地目は畑、面積197㎡を、  
大字伊那富…番地にお住まいの F さん、G さんが共有で譲り受けるものです。

譲渡人の E さんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいのため管理ができずいたところ、近隣にお住まいの F さんが譲り受けるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

はいありがとうございます。この件については、島田さんお願いします。

<島田委員>

はい、お願いいたします。8月18日5時半ごろからですね立会いを行いました。横川委員と、それから株式会社辰野不動産さんと立ち会いが行われております。よろしくお願いします。

現地確認いたしました。この譲受人の F さんですけども、もう既に伊那市の方にお勤めされていて、そこで親戚の方の土地を借りて耕作をされていましたが、定年退職後で地元の辰野の方に拠点を移したいという希望がありまして、近くで土地がちょうどあったということで E さんの土地を所有させていただくという話であります。内容といたしましては知り合い同士でありまして、E さん自身もその知り合いの方に譲受人が決まったということで、喜ばれているようであります。

あと、周辺の環境で農地への影響でありますけれども、国土調査により平成6年2月24日で完了している土地でもあるということで、境をきちんとしているというコメントをいただきまして、文書にもそのように記載されて提出されているかと思えます。

また譲受人の方は、地区でも既にいろいろ活動されてる方でありまして、近隣住民の方とは特に問題はないかと思われまます。以上をもちまして問題なしと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。この件につきましては、なにか質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですので採決に移りたいと思います。この件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

東京都東村山市…番地にお住まいのHさんが所有いたします、  
大字伊那富…番、地目は畑、面積321㎡を、  
大字伊那富…番地にお住まいのIさんが取得するものです。

譲渡人のHさんは、相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいのため管理ができずいたところ、申請地南側にお住まいのIさんが譲り受けるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<横川委員>

先ほどの島田委員からありました同じ日に、辰野不動産と土地の確認をしました。

土地を見てもらえばわかると思いますけども、農免道路沿いで××の南側のところで、この土地はちょっと傾斜地なんですけども、そこを今回譲渡するということでありませう。地図の上では自宅・〇〇となっておりますけども、この〇〇さんという方が数年前に亡くなられておまして、この空き家をですね、おそらく知り合いだと思っておりますけども譲り受けて今住んでいるという事でありませう。

このIさんという方は今ここに1人で借りて住んでるというような事を聞いております。数年前と言いましょか、隣の土地を買いたいということでHさんをお願いしておられましたけども、なかなか返事を得られなかったというところでありませうけども、最近この土地を手放すという情報を知って早々辰野不動産を通じて、手続きをしていたということらしいです。

場所は自宅の隣だということで、家庭菜園としておそらく使われると思っておりますけれども、使い勝手がいいように自分で工夫してですね。途中からIさんもお話も加わっていただいております、一緒にその辺の話を聞いたところです。

この辺は国土調査も終わっておりますので、境界等ははっきりしております。一つ懸念事項としてはですね、Iさん79歳ということで高齢でありまして、一人暮らしということでありまして、何かやるとしても10年とか15年ぐらいになるかなと。その後、また土地が遊休化されるのではないかという懸念はあります。以上です。

<野澤会長>

はいありがとうございます。この件について何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に入りたいと思います。この件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

**【議案第1号、5条の規定による許可申請について】**

<野澤事務局次長>

所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。  
東京都西東京市…番にお住まいのJさんが所有いたします、  
大字伊那富…番、地目は畑、面積458㎡を、  
中央…番地にお住まいのKさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。  
譲渡人のJさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいで耕作管理の予定もなく、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人のKさんは、現在町内のご実家にお住まいですが、将来を考え、住宅を新築したいということで申請がありました。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年9月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、唐澤推進委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<唐澤推進委員>

8月18日、譲受人と譲渡人から委託を受けている辰野不動産に現地の説明を受けながら、現地に赴いて確認してきました。吉江委員と二人で対応しております。

ここを、農地に住宅を建築するということです。それから地域として建てる場所について、境界についてはしっかりと杭等が確認されて、問題はないかというふうに考えました。周辺の農地への影響ですが、既存の擁壁があったり、あとは公道に面していたりということで土砂の流出等そういう恐れはありません。

実際そこに家を建てるかどうかというのですが、メーカーの方の図面を見せていただいて、なおかつ資金の方もちゃんと確保できているということで、問題ないというふうに考えました。

周辺の農地ですけれども、辰野町でもう既に前の公道の方に上水道下水道を敷設

してあって、そういう意味では問題ないと。地元やお隣との合意なんですけど、これもちやんとできているということで、現地見ながら問題はないという判断をしてサインをしました。審議の方よろしくお願いします。

<野澤会長>

はいありがとうございました。この件につきまして何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたらこの件につきまして採決をとりたいと思います。この件につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。埼玉県さいたま市…番地にお住まいのLさんが所有いたします、中央…番、地目は田、面積622㎡を、長野市…番地に所在するM株式会社が取得し、分譲地を新設するための申請であります。

譲渡人のLさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいで耕作管理の予定もなく、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人のMは、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおり、環境も良く利便性の良い申請地を取得し、2区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年9月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、唐澤推進委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<唐澤推進委員>

8月の7日午後、農業推進委員の吉江さんと、実際にお取引を委託されている行政書士の三澤さんの説明を受けながら、現地でも現場を確認いたしました。

ここは公道あるいは宅地畑河川等に囲まれた平地ですが、現況はかつて〇〇が米を作っていたようなんですけれども、現在は耕作してないということで、〇〇との解約の手続きは事務局の方でもう進めているという話を聞きました。境界、土地の境界ですけれども、これは杭だとかあるいは隣の擁壁だとかそういうものでちゃんと確認はできました。

転用の確実性といえますか、実際にここにちゃんと分譲地が分譲され家が建たるかという話なんですけど、これは購入者が宅地取引の専門業者であり、お手元に分譲の図面がいつてるといいますけれども、この業者もしっかりした業者だと思います。

周辺の地域への影響ですが、既存の擁壁がある、あるいは他の公道に面しているということで、土砂の流出の恐れはないというふうに判断しました。またここ分譲地といえますか、どんどん家が建っている地域でして、公道の方には生活用水の用水路、あるいは下水道等がちゃんと完備されていることを確認しました。

以上によりこの件については、5条に違反しないというふうに判断をしました。審議の方をお願いします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この点につきまして何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたらこの件について採決を取りたいと思います。この件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

#### **【議案第2号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】**

<野澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計13件、16筆の利用権の設定であります。詳細は議案書8ページから9ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と1筆、466㎡について10年4ヶ月の使用貸借権を、14筆、15,868㎡について5年4ヶ月の使用貸借権を、1筆、1,341㎡について5年4ヶ月の賃貸借権を設定するものです。

続きまして・・・(第3号へ)

#### **【議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】**

<野澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第2号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく8ページから9ページをご覧ください。

農事組合法人 N へ1筆、466㎡について10年4ヶ月の使用貸借権を

株式会社 O へ2筆、2,485㎡について5年4ヵ月の使用貸借権を

P さんへ2筆、2,634㎡について5年4ヶ月の使用貸借権を

Q さんへ2筆、2,528㎡について5年4ヶ月の使用貸借権を

R さんへ1筆、1,658㎡について5年4ヵ月の使用貸借権を

R さんへ1筆、1,341㎡について5年4ヵ月の賃借権を

S さんへ5筆、3,770㎡について5年4ヵ月の使用貸借権を

T さんへ1筆、889㎡について5年4ヵ月の使用貸借権を

U さんへ1筆、1,904㎡について5年4ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と N、O、P さん、Q さん、R さん、S さん、T さん、U さんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べるすることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<野澤会長>

はいありがとうございます。この件について何か質問ご意見ありますか。

すみません。Q さんは伊那市？

<事務局中澤>

今伊那市にお住まいです。

<青木委員>

それについてなんですが、あの方ね畑の管理ができないんだよね。それがとても困るんですよ。春先に芋を植えて、未だに掘ってないです。そして草がものすごい。草の管理何もしてくれないもんだから、紹介してちょっとまずかったかなみたいな、紹介した方が悩んじゃうような感じなもんですから。どうしましょう。作ることは作るんだよね。

田んぼはどうか知らない。同じだと思います。

<事務局中澤>

農地の管理については、今回その中間管理にやるときに Q さんの方からもしっかりやりますってということで印をいただいているんですけど、農地の管理についてはちょっと心配だったので田んぼの方見に行ってきましたが、しっかりやられていました。

畑の方が今ちょっとえらいことになっているので、それは今後の農地パトロールで見させていただいた後のタイミングで Q さんの方にも草刈や管理についてしっかりこっちらからも指導というかお伝えしていきなさいかなと思いますので。

<青木委員>

あの田んぼの方は樋口の〇〇さんが関わっていて、草刈りを請け負いでやっていると思うんですね。ただ畑の方はそれこそえらいこと、ツルが伸びるほど畑中草だらけです。

<野澤会長>

耕作するって言って荒地になってるところもありますので、農地パトロールのときによく見ていただいてください。私がパトロールしたところでも、畑の南側の農地で加工用トマト植えたんですけど、その上にアレチウリでかぶさっている。そういう事がありますので、ぜひ農地パトロールの際ですね、そういうところをどうするのか見てきてください。

では議案第2号第3号については個々決議をとりますが、何か他にありますか。

いいですか。はい、ありがとうございます。まず、議案第2号について採決をとりたいと思います。議案第2号について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

続きまして議案第3号の配分計画について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)はいありがとうございます。

#### **【議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について】**

<事務局中澤>

こちらは農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてということで、長野県の農業会議より年1回以上の決議を行うように依頼が来ておりますので、今回議案として挙げさせていただいております。これは今年度、他県になりますが農業委員会において、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、あと農業委員会の事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事等が立て続けに発生していることから、農業委員会組織が担う職務の重要性というものを認識していただき、改めて委員の皆様が法令を遵守し、公平な職務の遂行に努めるよう綱紀粛正の徹底を図るものです。

農業委員、農地利用最適化推進委員としてご注意していただきたいことにつきましては、4月の農業委員会の協議会するときにもお配りさせていただいているものと同じものですが、こちらをまたお時間あるときにお読みいただきたいと思います。

これから議案書の11ページのところの農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議というものを読み上げさせていただきますので、お願いいたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議朗読。

<野澤会長>

はいありがとうございます。この点について説明ご意見ある方。

すみません私から。ちょっと別冊のところにあります。私達の農業委員会については全部議事録がアップされて、辰野町のホームページの方にアップされています。ちょっと今触れておりました非常に申し訳ありませんが、皆様のご発言内容等については全てアップされてますので、どなたでも見るできるようになっております。その上で私達が非常に公的な立場ということでご理解いただいて、今後も活動をお願いしたいということでお願いしたいと思います。

特に質問意見なければ、これについて採決をとりたいと思います。本件について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。以上です。

ではあと報告事項をお願いいたします。

## 報告事項

<野澤事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計2件、議案書の12ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計2件、議案書の12ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<丸山事務局長>

はい、議事ありがとうございました。それでは5番のその他を事務局の方から。

<事務局中澤>

では次回の農業委員会総会の開催日をお伝えさせていただきます。

○次回委員会総会開催日

日時:令和7年10月2日(木) 10時00分

場所:役場1階 第2会議室

よろしく願いいたします。以上です。

<丸山事務局長>

事務局からは以上でございますが委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは閉会の言葉を飯澤代理よろしく申し上げます。

(閉会)

<飯澤職務代理>

皆様慎重審議ありがとうございました。これをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。それでは協議会の方を11時から行いますので、それまで休憩をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印